

日野鳥発第 6 号  
平成 25 年 5 月 14 日

株式会社大林組  
代表取締役社長 白石 達 様

日本野鳥の会あおもり  
代表 関下 斉

公益財団法人 日本野鳥の会  
理事長 佐藤 仁志

「上北小川原風力発電事業」環境影響評価方法書に対する意見書

この度、貴社が作成された「上北小川原風力発電事業」に係る環境影響評価方法書について、次のとおり意見を提出します。

記

1. 対象事業実施区域（以下「計画区域」という。）を含む小川原湖湖沼群で風力発電施設の建設を計画する際に留意すべき点について
  - ①小川原湖湖沼群は国内での渡り鳥の中継地として重要な位置付けにあること。
  - ②小川原湖湖沼群という大きな生態系の枠組の中で、鳥類の生態を把握、考慮すること。
  - ③影響評価の対象とする鳥の種類は重要種に限定せず、普通種も対象とすること。
  - ④穀類農地を利用するガンカモ類とそれを餌とする猛禽類の行動生態を明らかにすること。
  - ⑤計画区域は濃霧となる期間が長いため、そのことを考慮した調査計画を立てること。
  - ⑥濃霧時における鳥類への影響を把握するための方法を記載すること。
  - ⑦計画区域周辺にある既存の風力発電施設との複合的な影響に対する評価（累積的環境影響評価）の方法を記載し、実施すること。
  - ⑧調査結果に基づいて影響評価を行う場合には、その評価結果となった根拠を示すこと。
  - ⑨施設設置に伴い新たに創出される環境を予測し、予測される環境と類似の環境における鳥類の生態や行動をなるべく計画地域の周辺で調査すること。
  - ⑩建設工事完了後の事後調査を継続的に行うこと。
  - ⑪事後調査の結果は一般に公表すること。
  - ⑫バードストライクなど問題が生じた際は専門家と協議を行い、必要かつ十分な対策措置

をとること。

- ⑬バードストライク発生時における、鳥類の生存および死亡時の対応方針について検討すること。

2. 【2. 2-14 ⑤ 動物、植物、生態系】について

- ①工施用建屋を設置する際は、窓等に鳥がぶつからないよう必要な対策を講じること。

3. 【3. 1-27 表 3. 1. 5-1 動植物の分布情報の抽出に使用した資料】について

ここで使用された資料だけでは、計画区域周辺の動植物の状況について、大まかな傾向しか理解することができない。そのため、詳しい状況を把握するため、青森県内の資料や地域の動植物の情報に詳しい者から聞き取り調査を行うとともに、鳥類については少なくとも次の資料①～⑨を加えること。

- ①青森県の鳥獣（青森県，昭和 53 年）  
②むつ小川原開発第 2 次基本計画に係る環境影響評価報告書（青森県，昭和 52 年）  
③市町村別鳥獣生息状況調査報告書（青森県自然保護課，平成元年）  
④青森の野鳥（日本野鳥の会青森県支部/弘前支部，平成元年）  
⑤六ヶ所村村史（六ヶ所村村史刊行委員会，平成 9 年）  
⑥青森県の希少な野生生物－青森県レッドデータブック－（青森県，平成 12 年）  
⑦（仮称）むつ小川原風力発電事業 環境影響評価書案（日立造船株式会社，平成 23 年）  
⑧アンケートによる 2 km 範囲内鳥類リスト（日本野鳥の会あおもり，平成 25 年）  
⑨生物多様性情報システム－ガンカモ類の生息調査－

なお、計画地周辺の鳥類の状況を把握するために上記の資料を加えることで、

- ・「3. 1-31 ④調査結果 イ. 鳥類 a. 重要な鳥類」
- ・「3. 1-32 ④調査結果 イ. 鳥類 b. ガンカモ類」
- ・「3. 1-40 5. 4 生態系の状況」
- ・「4. 1-4 1. 2. 5 動物の状況」

については、重要な鳥類の確認事例が大幅に増えることから、内容の修正が必要となる。

4. 【4. 1-7 表 4. 1. 2-1(2) 選定又は非選定とした理由（生態系）】について

- ①計画区域周辺の生態系は、湖沼、農地、林、草地、荒地などの多様な環境が相互関係を持つことを、環境影響評価項目の選定理由とすること。
- ②ガンカモ類は、湖沼や水田、デントコーン畑など、穀類を作付した農地や牧草地を利用していることを選定理由とすること。
- ③繁殖期には牧草地を、春秋は耕起された農地を利用している鳥類がいることを選定理由とすること。
- ④農地は多くの鳥類が餌場として利用し、猛禽類の出現率が高いことを選定理由とする

こと。

- ⑤農地の畦や、林縁にはネズミ類が多く、これを餌とする猛禽類やフクロウ類、キツネなどの哺乳類が多いことを選定理由とすること。

5. 【4.2-12 表 4.2.5-1 動物に係る調査、予測及び評価の手法の 4. 調査地域】について

- ①鳥類の調査対象範囲は基本的に表 3.1-1 と図 3.1-1 が示す「対象事業実施区域より半径 2 km以内」とすること。

- ②鳥類の調査対象範囲は、必要に応じて適宜拡大すること。

- ③計画区域は濃霧期間が長く、鷹架沼は海に繋がっている。また、海岸付近に生息する鳥類の迷い込みが予想されるため、鳥類の調査対象範囲は、鷹架沼にかかる部分については海まで拡大すること。

- ④・風車の基部などを草地化するとオオジシギが新たに生息する可能性があること、
  - ・荒地と灌木が混ざる環境に生息する鳥類がいる可能性があること、
  - ・林を伐開すると、狩場やソングポストとして利用する鳥類がいること、
  - ・雨水調整池を設置する場合は溜池や水路などが必要なこと、などから、風力発電施設を建設した際にどのように新たな環境が創出、変化するか予測し、予測される環境と類似した環境での鳥類の生態や行動を、計画地域の周辺で調査すること。

6. 【4.2-12 表 4.2.5-1 および表 4.2.5-2 動物に係る調査、予測及び評価の手法の 5. 調査期間など】について

- ①鳥類の生息数、とりわけ渡り鳥の数は年変動がみられることから、最低でも 2 年間の調査を実施する必要があること。

7. 【4.2-14 表 4.2.5-3(1) 動物調査項目及び内容等】について

- ①鳥類について

- ・3月には積雪があっても、冬山で活動可能な装備をし、調査を実施すること。
- ・計画区域は濃霧の期間が長く、迷いこみやバードストライクの可能性が高いため、2月から始まるガンカモ類の移動や大型猛禽類の生息状況の理解に向けて、濃霧の期間中の行動を把握すること。

- ②夜間観察について

- ・小川原湖湖沼群ではクイナ類やサギ類などがよく鳴く時間帯にも、調査を実施すること。

- ③渡り鳥調査について

- ・種を限定することなく、一般種も調査対象とすること。

- ・特に猛禽類やシギチドリ類は留意して調査すること。

#### ④ 定点観察法について

- ・大型猛禽類を対象とする調査においては、調査時間を変更し、早朝と日没前後の活動が活発な時間を含めること。
- ・調査対象範囲内に休み場やねぐらを形成する場合には、そのことも把握できる時間を含めるようにすること。

#### ⑤ 営巣木確認調査

- ・小川原湖湖沼群内で繁殖の可能性があるチョウゲンボウは繁殖に樹木を利用しないため、調査名と調査方法の変更が必要である。
- ・調査対象からトビを除くとしているが、トビはバードストライク事故に遭う確率の高い種であり、普通種であっても現状を把握するべきである。

### 8. 【4.2-15 表 4.2.5-3 (2) 調査地域及び調査期間等】について

#### ① スポットセンサス法および直接観察について

- ・調査は3日を1回とし、毎月2回は行うこと。
- ・調査期間は3月から12月までとすること。

#### ② 夜間観察について

- ・調査地域には、計画区域のみならず、繁殖期にはクイナ類やサギ類の生息地域も加えること。
- ・ガンカモ類は昼夜を問わず穀類農地を餌場として利用しているため、調査地域には作物収穫後の農地、とりわけ穀類の農地を追加すること。

#### ③ 渡り鳥調査

- ・渡りルートはその日の風向や風力、天候による変動があるため、調査範囲は計画区域のみならず、その周辺数 km も含めること。
- ・ガンカモ類の渡り鳥調査の期間には、10月下旬～11月上旬を必ず含めること。なぜなら、銃猟解禁日（青森県は11月1日）以降は、ガンカモ類が通常と異なる行動をとることが多く、銃猟解禁日を境に計画区域周辺のガンカモ類の生息数が大きく変化し、猛禽類の行動にも影響を与えるからである。
- ・シギチドリ類は4月上旬～5月下旬に計画区域周辺を渡るため、調査期間に加えること。

#### ④ 定点観察法

- ・冬期に大型猛禽類の生息状況を把握するために、湖沼の凍結状態に合わせて調査日を設定すること。なお、2013年3月11日に新鷹架橋から複数の大型猛禽類を確認しており、新鷹架橋周辺を休息場とねぐらに利用している。